

尾道市立図書館及び芸予文化情報センターに係る指定管理者の候補者の選定について

教育総務部生涯学習課生涯学習係

(0848-20-7444)

尾道市立図書館及び芸予文化情報センターの指定管理者（指定管理期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）について、選定委員会での審査を踏まえ、次のとおり候補者を選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	NTTグループ・啓文社・新和ビルサービス共同企業体
代表者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋
住所	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日
管理費用提案額	955,900千円（予定）

【選定理由】 選定委員会において、候補者の提案は、審査基準に照らし適切かつ効率的な管理を行う者として、審査項目全てにおいて高く評価された。

2 施設の概要

所在地	尾道市立中央図書館 尾道市東久保町4番1号 尾道市立みつぎ子ども図書館「すくすく」 尾道市御調町大田33番地 芸予文化情報センター（尾道市立因島図書館を含む。） 尾道市因島土生町100番地4 尾道市立瀬戸田図書館 尾道市瀬戸田町瀬戸田535番地1 尾道市立向島子ども図書館「わくわく」 尾道市向島町5531番地1
施設の設置目的	・図書館・・・図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。 ・芸予文化情報センター・・・芸予諸島圏域の情報化、教育及び文化の発展に寄与するため。
現指定管理者	NTTグループ・啓文社・新和ビルサービス共同企業体

3 申請団体数

1団体

4 尾道市立図書館及び芸予文化情報センター指定管理者選定状況

(1) 選定委員会 委員5名

ア 委員長 尾道市教育委員会教育総務部長

イ 委員 尾道市教育委員会教育総務部生涯学習課長、有識者3名

(2) 審査基準及び結果等

申請者の得点：候補者394点（450点満点） 選定委員全員が「適」として評価した。

審査基準	審査の項目	評価
1 公平な利用の確保と関係法令の遵守	利用者の平等な利用の確保、関係法令の遵守	公の施設としての公共性を念頭に置き、コンプライアンスについて徹底するとの基本方針が評価された。
2 施設の効用の最大限発揮	各図書館の運営方針、利用促進、地域経済への配慮等	各図書館の立地環境等、地域の特色を考慮した運営方針や地域経済への貢献度等が評価された。
3 管理経費の削減	効率的な管理運営、収支計画等	人件費、光熱水費、委託料等削減のための創意工夫が評価された。
4 管理を安定して行う人的及び物的能力	応募者の安定性、信頼性、安全管理対策等	専門的知識を結集した共同企業体であり、地元企業が構成員として参画していることを最大限に活かした提案であることが評価された。
5 申請者の取組姿勢	参入意欲、創意工夫等	継続して管理を担うとの強い意欲や姿勢が評価された。